

財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位:百万円)

団体名 中井町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨海財政特別 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,323	0	142	3,465

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,485	4,172	313	311	-	2,294	
一般会計等	4,485	4,172	313	311	-	2,294	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	282	263	19	195	20	1,390	351	法適用企業
下水道事業特別会計	684	626	58	58	420	4,694	4,502	
国民健康保険特別会計	1,103	1,075	28	28	122	-	-	
老人保健特別会計	61	59	2	2	4	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	82	74	8	2	27	-	-	
介護保険特別会計	601	596	4	4	146	-	-	
公営企業会計等 計				291		6,084	4,853	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等将来負担見込額	備考
足柄消防組合	1,801	1,765	36	36	9			
足柄上衛生組合	349	330	19	19	132			
足柄東部清掃組合	425	396	29	29	-			
神奈川県市町村職員退職手当組合	5,861	5,818	44	44	14,000			
神奈川県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	2,534	1,943	592	588	26			
神奈川県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	478,584	471,179	7,405	7,405	606			
一部事務組合等 計				8,121		-	-	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補填に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
中井町土地開発公社	△ 7	1,642	1	-	-	-	-	-	
(財)かながわ健康財団	△ 5	797	0	0	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			1	0	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財政調整基金	668	881	213
減債基金	6	6	0
その他充当可能基金	279	300	21
充当可能基金 計	953	1,187	234

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	-	-	-	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	20.00	40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	12.9	13.1	0.2	25.0	35.0				
将来負担比率	58.6	43.0	△ 15.6	350.0					
財政力指数	1.39	1.31	△ 0.1						
経常収支比率	79.7	81.1	1.4						

(注) 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 ※表示単位未満を四捨五入しているため、計や差引が符合しない場合がある。